

『丸亀市産後ケア事業』を利用する際の交通費の一部を助成します

対象者

1. 丸亀市に住所を有する方
2. 出産後 1 年以内に、丸亀市産後ケア事業を利用した方
3. 産後ケア事業を利用する際に、タクシーや船舶などの交通機関を利用した方



助成額と回数

助成額	1 回（片道）にかかった交通費のうち、1,000 円を自己負担とし、14,000 円を上限に助成します。
回数	1 人につき 10 回まで（出産ごとにリセットできます）

申請期間

交通機関を利用した日から 6 か月以内

申請方法

下記の必要書類を健康課窓口にご持参いただくか、郵送してください。

※郵送する場合は、事前に健康課にご連絡ください。なお、郵送料は申請者のご負担になります。

必要書類

1. 丸亀市産後ケア事業交通費助成金交付申請書兼請求書（丸亀市ホームページからダウンロードできます）
※振込口座は下記 4. 債権者登録用紙に記載した口座と同じにしてください。
2. 利用した交通機関（タクシー、船舶等）の領収書の写し（交通機関を利用した日にち、金額、利用者氏名の記載が必要）
3. 申請者の本人確認書類（個人番号カードや運転免許証など）
4. 債権者登録用紙（丸亀市ホームページからダウンロードできます）

申請後の流れ

申請後、おおむね 1 か月程度で決定通知書が届き、その後指定された口座に助成金が振り込まれます。

【お問い合わせ】

丸亀市健康課

〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号

TEL : 0877-24-8806